

教育委員会会議提出議案

第29号

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

平成30年8月24日
教 育 長

(理由)

福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校高等部専攻科理容美容科の廃止に伴い所要の改正を行うもの。

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年 月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

福岡県立特別支援学校学則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の別表八の項を次のように改める。

8	福岡県立福岡高等 聴覚特別支援学校	聴覚障害者	高等部	普通科	三年
			高等部	産業技術科、	二年
			専攻科	商業技術科	

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

福岡県立特別支援学校学則（昭和三十三年福岡県教育委員会規則第二十号）新旧対照表

改正案

現行

別表（第二条）

別表（第二条）

番号	8	名称	福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校	教育の対象とする者	聴覚障害者	部科	高等部 専攻科	学科	普通科 産業技術科、商業科、技術科	修業年限	三年 二年
----	---	----	------------------	-----------	-------	----	------------	----	----------------------	------	----------

(略)

(略)

番号	8	名称	福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校	教育の対象とする者	聴覚障害者	部科	高等部 専攻科	学科	普通科 産業技術科、商業科、技術科、理容美容科	修業年限	三年 二年
----	---	----	------------------	-----------	-------	----	------------	----	----------------------------	------	----------

(略)

(略)